平成２４年（フ）第１１６号
神奈川県厚木市山際609番地６
債務者　岩崎　信広
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第１４０号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島2922番地
債務者　杉本　直美
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第１５９号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本177番地の１
みのる荘302
債務者　吉川　信子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第１７１号
神奈川県小田原市鴨宮416番地の２　サニーハイツＢ棟103号
債務者　澤田　友則
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第３５６号
京都府木津川市山城町上狛西作り道16番地
債務者　池田みさ子
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第３５８号
京都市伏見区深草下川原町１番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ｃ棟524号室
債務者　市村　智子
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第４４号
香川県高松市太田上町452番地
債務者　前田　貴之
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第８０号
香川県高松市香川町大野1580番地４　ピュア・シティ大野202号室
債務者　大平　茂彦
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第２１９号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1728番地の７
債務者　加藤美津子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２２１号
千葉県柏市豊四季299番地13　豊エステートＡ－５号
債務者　成井久美子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２３１号
千葉県野田市上花輪1556番地の９
債務者　若杉　晴美（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２３７号
千葉県松戸市岩瀬257番地の１　相模台市営住宅２－204号
債務者　木下　光明
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２３８号
千葉県松戸市高塚新田593番地
債務者　松丸　榮作
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２４１号
千葉県松戸市松戸新田448番地の１　メゾンジュネス101号
債務者　芳賀　孝子
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第４号
岩手県釜石市大字平田６－１－９　平田第２仮設団地５－３、住民票上の住所岩手県釜石市唐丹町字片岸88番地１
債務者　小的美代子
１　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
平成２４年（フ）第１３０号
仙台市青葉区芋沢字大竹16番地の200
債務者　菅野　美紀
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第１４３号
宮城県塩竈市杉の入１丁目16番30号　ファミール杉の入201号
債務者　大友　一夫
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係